

(新規のお取扱いは2004年6月4日をもって終了いたしました。)

## <一般型>

### 第1条 預金の支払時期

変動金利定期預金(以下「この預金」という。)は、証書・通帳記載(以下「証書記載」という。)の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合には、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

### 第2条 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入期間に応じたスーパー定期(ただし、大口定期預金の預入最低金額以上のこの預金については大口定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 第3条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。)によって計算(複利型は6か月複利で計算)し、満期日以後に支払います。ただし、この預金を単利型とした場合の利息の支払は次によります。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)および証書記載の中間利払利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下切り捨て)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
    - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には前記Aと同様の方法によります。
  - ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
2. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
3. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切り捨て)によって計算(複利型は6ヶ月複利で計算)し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入日の6か月後の応当日前日までに解約する場合には、預入日から解約日までの日数および解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切り捨て)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」という。)をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
    - A. 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
      - a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
      - b. 1年以上3年未満 約定利率×70%
    - B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
      - a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
      - b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
      - c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
      - d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
      - e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## <自動継続型>

### 第4条 自動継続

1. 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」という。)は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期または大口定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをした

ときは、その定めによるものとします。

3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 第5条 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入期間に応じたスーパー定期（ただし大口定期預金の預入最低金額以上のこの預金については大口定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

#### 第6条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算（複利型は6か月複利で計算）し、満期日に支払います。ただし、この預金を単利型とした場合の利息の支払は次によります。
- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および証書記載の中間利払利率（第5条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下切り捨て）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には前記Aと同様の方法によります。
- ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
2. 自動継続変動金利定期預金の利息の支払いは次のとおり取扱います。
- ① 複利型のこの預金の利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 単利型のこの預金の中間払利息は中間利払日に、指定口座へ入金します。また満期払利息は、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
3. 継続を停止した場合のこの利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
4. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算（複利型は6ヶ月複利で計算）し、この預金とともに支払います。
- ① 預入日の6か月後の応当日前日までに解約する場合には、預入日から解約日までの日数および解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
- A. 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |              |          |
|--------------|----------|
| a. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b. 1年以上3年未満  | 約定利率×70% |
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- |                |          |
|----------------|----------|
| a. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40% |
| b. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。